

訴訟書類送信書

平成25年4月30日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎 様 (FAX : 0857-54-1781)

被告

原告 代理人

被告 弁護士

駒井重忠
tel 0857-25-0150
fax 0857-25-0151



<p>事件の表示</p> <p>平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件</p> <p>原告 宮部 慎太郎 被告 鳥取市</p>	
<p>送信文書内容</p> <p><input type="checkbox"/> 答弁書 <input type="checkbox"/> 書証 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>準備書面</p> <p><input type="checkbox"/> 証拠申出書</p> <p>[平成 年 月 日付]</p>
<p><input type="checkbox"/> 答弁書 <input type="checkbox"/> 書証 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>準備書面</p> <p><input type="checkbox"/> 証拠申出書</p> <p>[平成 年 月 日付]</p>

本書を含めず (2枚)

受信後、ただちに次の措置をお採りください。

1. 落丁・送信ミスの有無を確認してください。
2. 落丁・送信ミスがなければ受領書部分をご記入の上、この文書を送信者と裁判所宛にファクシミリで送信してください。
3. 落丁・送信ミスがあれば、送信者に委細をご連絡ください。

受領書

平成 年 月 日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中 (FAX 0857-29-9744)

原告 被告 訴訟代理人弁護士 駒井重忠 (FAX 0857-25-0151)

原告

1. 送信文書 (計 枚) を平成 年 月 日受領しました。
2. 送信文書の原本のコピー交付の要否・・・ 必要 不要

平成24年(行ウ)第6号



原告 宮部慎太郎

被告 鳥取市

証拠説明書

平成25年4月30日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠 被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康 被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太 

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙4	第4次鳥取市同和対策総合計画 (平成19年度～22年度) 写し	平成19年6月	被告	被告が平成19年度の第4次鳥取市同和対策総合計画において同和対策諸施策の見直しを行い、特別対策を終了させるとともに、部落差別の実態と課題を踏まえながら一般対策へと移行して同和行政を実施することとしたこと 特別対策から一般対策への移行にあたって、過去の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう円滑な移行を図るべく、必要な限りにおいて激変緩和措置を講じたこと	
乙5	鳥取市人権施策基本方針 (平成19年10月) 写し	平成19年10月	被告	被告が実施した固定資産税等の減免が「同和対策特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権尊重都市宣言」「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」の趣旨と目的に従うものであり、「鳥取市同和対策総合計画」等に基づき重要な人権施策の一つとして実施した市長の裁量に逸脱濫用がないこと	

乙6	人権尊重都市宣言	写し	昭和62年6月22日	被告	被告が、基本的人権の尊重を市民全体の目標とし、「人権尊重都市」とすることを宣言したこと
乙7	鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例	写し	平成6年9月27日	被告	被告が、部落差別をはじめとするあらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努め、同和問題の早期解決を図るため同和对策総合計画を策定するものと定めていること
乙8	「平成23年度固定資産税等の減免(緩和措置)申請について」と題する案内文書	写し	平成24年11月9日 (写し作成日)	被告	固定資産税等の減免制度を平成22年度を以て終了することとしたが、急激な税負担の増加を緩和するために、平成23年度に限り減免率を従来の半分の25%とする激変緩和措置を実施したこと
乙9	鳥取県人権意識調査報告書	写し	平成17年12月	鳥取県	平成17年12月当時、鳥取県内及び鳥取市内において部落差別や差別意識が解消されていなかったこと
乙10	鳥取県人権意識調査結果報告書	写し	平成24年3月	鳥取県	平成23年2月の調査当時、鳥取県内及び鳥取市内において部落差別や差別意識が解消されていなかったこと